

超党派「成育基本法 推進議員連盟」

趣旨

- 妊娠期におけるサポートに始まり、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程において、日本の子ども一人一人の健やかな発育を目指すため、個別の医療のほか、公衆衛生学的な視点や、教育や福祉などとの連携も含んだ上での、妊娠期から切れ間なく続く子どもたちの成長を、養育者を含めて社会全体でサポートする環境の整備が必要。成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法(理念法)として、「成育医療等基本法」の制定を目指してきた。(第197臨時国会にて、法案成立(2018/12/08))

これまでの経過

第1回(5/22): 設立総会

第2回～第5回(6/12～9/26): 「妊娠期からの切れ目のない支援」等をテーマに、虐待防止、予期せぬ妊娠へのサポート、低体重児予防などについて、専門家からのヒアリングを実施。

第6回(10/9): 専門家ヒアリングに加え、法案骨子案(原案)を提示

第7回(10/30): 骨子案議論、役員会一任を了承

役員会(11/7): 骨子案了承、今後のスケジュール確認

◎法案成立(12/8)◎

第8回(12/17): 法案成立のご報告・議連の名称変更など(予定)

今後の流れ

- 引き続き、成育医療等協議会の設置や、閣議決定事項である基本方針について、超党派でフォローアップを行っていく。

法律の主な項目

- 目的: 成育医療等の施策の切れ目のない推進など
- 定義: 「成育過程」等
- 基本理念: 個人としての尊厳の尊重/科学的知見の必要性など
- 国・地方自治体・保護者・医療関係者等の責務
- 法制上・財政上の措置
- 成育医療等基本方針(閣議決定)の設定
- 基本的施策: 小児医療等の支援、環境整備、普及啓発など